

伊 勢 市 公 報

第 257 号
平成 28 年 7 月 20 日
水 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 伊勢市道路占用料等の収納の事務の委託について	2
○ 道路の区域変更について	4
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	5
○ 伊勢市岡本財産区議会の招集について	6
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	7
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	8
○ 負傷動物の収容について	9
○ 公示送達	10
○ 犬の抑留について	11
○ 公示送達	12
○ 所有者の判明しない猫の引取りについて	14

伊勢市告示第 94 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、都市整備部維持課所管の伊勢市財産条例（平成 17 年伊勢市条例第 58 号）第 9 条に規定する使用料、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 9 条に規定する使用料、道路占用料、伊勢市準用河川の流水占用料等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 156 号）第 2 条に規定する流水占用料等及び伊勢市法定外公共物の管理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 62 号）第 8 条に規定する占用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 28 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

所在地	名称
三重県津市羽所町 375 番地	百五コンピュータソフト株式会社 代表取締役 浅井 宣雄

2 委託期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 取扱い可能なコンビニエンスストアの本部の所在地及び名称

所在地	名称
-----	----

東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グロースーツチェーン株式会社
愛知県稲沢市天池五反田町1番地	株式会社サークルKサンクス
東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セコマ
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン

伊勢市告示第 95 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	高向 18 号線	御菌町高向字西新出 2312 番地先から御菌町高向字西新出 2312 番地先まで	旧	3.4～4.2	11.9
			新	4.2～4.5	11.9

伊勢市告示第 96 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、浦口自治連合会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 7 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

規約に定める目的

変更前

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

変更後

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 山林、墓地、公民館等、施設の維持管理、地域の防災
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

伊勢市告示第 97 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 28 年 7 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 28 年 7 月 15 日（金）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件
議案第 3 号 平成 27 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を
求めることについて

伊勢市教育委員会告示第 11 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 28 年 7 月 15 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成 28 年 7 月 21 日（木）午後 8 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1 ・ 2 会議室
- 3 会議に付する事件
議案第 27 号 伊勢市立図書館協議会委員の任命について
議案第 28 号 奨学生の決定について

伊勢市公告第 64 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 65 号

所有者の判明しない負傷動物の収容について

次の負傷動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定により収容をした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

平成 28 年 7 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した負傷動物

番号	保護場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市二俣 1 丁目	猫	雑種	茶	不明	中	91 日 以上	

2 収容した日 平成 28 年 7 月 1 日

3 収容期限 平成 28 年 7 月 6 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

公 示 送 達

下記の者の平成 27 年度市民税・県民税（普通徴収）督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 28 年 7 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 67 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 28 年 7 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	上野町	ラブラドル レトリバー	黒	雄	大	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 28 年 7 月 11 日

3 抑留期限 平成 28 年 7 月 19 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 68 号

公 示 送 達

下記の者の平成 28 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 28 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

省略	省略	省略

伊勢市公告第 69 号

所有者の判明しない猫の引取りについて

次の猫を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 35 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により引取りをした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので公告します。

平成 28 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 引取りした猫

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	上地町	猫	雑種	茶白	雄	小	91 日 未満	

2 引取りした日 平成 28 年 7 月 14 日

3 収容期限 平成 28 年 7 月 20 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）